

令和元年度

監 査 報 告 書

綾部市監査委員

目 次

監查報告（第 1 号）	定期監查	1
監查報告（第 2 号）	隨時監查	5
監查報告（第 3 号）	行政監查	7
監查報告（第 4 号）	財政援助団体等監查	9

監査報告（第1号）

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の財務に関する事務が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

各部課（局）の予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。監査対象事項は次のとおりである。

区分	対象部課（局）		対象事項
第1回	定住交流部	定住・地域政策課	水源の里活性化事業費(活性化補助金・連携事業補助金)
			UIターン者定住支援住宅整備事業費
		観光交流課	あやべ観光案内所管理運営費 観光振興事業費
	建設部	文化・スポーツ振興課	文化振興事業費（優良建築物活用事業費）
			社会体育関係団体助成費
		監理課	普通財産管理費
			公有林整備事業費
	建設課	法定外公共物管理費	
		道路等一般維持管理費	
	都市計画課	都市計画総務一般事務費	
		綾部駅自由通路管理費	
	建築課	公営住宅維持管理費・借上住宅管理費	
		ブロック塀等緊急安全対策支援事業費	
	議会事務局		議会運営費 ※平成30年度分
第2回	市長公室	秘書広報課	秘書事務費
			あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業費
		職員課	職員厚生費 職員共済組合補助金
	防災・危機管理課	災害対策費（防災行政デジタル無線維持管理費）	
		災害時応急対策整備事業費	
	企画総務部	企画政策課	企画調整事務費 ※平成30年度分
			世界連邦推進事業費
		総務課	庁用車管理費
	事故賠償金		
	文書管理費		

		財政課	財政管理一般事務費 ※平成 30 年度分 電源立地地域対策基金積立金	
		税務課	市税過誤納還付金 賦課徴収費（經常経費）※平成 30 年度分	
	消防本部	管理課	常備消防一般事務費（經常経費） 非常備消防一般事務費（經常経費）	
			会計課	会計管理一般事務費 ※平成 30 年度分
第 3 回	市民環境部	市民・国保課	住民基本台帳等事務費（社会補償・税番号制度対応事業） 一般管理一般事務費（後期高齢者医療特別会計）	
			市民協働課	コミュニティ活動推進団体事業補助金 交通確保対策一般事務費
		人権推進課	男女共同参画促進費（男女共同参画講座開催経費） 人権教育・啓発推進計画改訂事業費	
		環境保全課	ごみ減量化及びリサイクル推進事業費 ごみ収集事業費	
	農林商工部	商工労政課	緊急人材確保対策事業 ものづくり交流館管理運営費	
		農林課 （農業委員会事務局）	循環型林業推進事業費 農業委員会運営費	
	教育部	学校教育課	小学生イングリッシュキャンプ事業費 部活動指導員配置促進事業費	
		社会教育課	青少年健全育成事業費 山家城址周辺史跡調査事業費	
	第 4 回	福祉保健部	社会福祉課	戦没者追悼式事業費 生活保護適正実施推進事業費
				こども支援課
			障害者支援課	障害者地域生活支援事業費 自殺防止対策事業費
			高齢者支援課	かんばやし交流館管理運営費 一般管理費一般事務費（介護保険特別会計）
保健推進課				総合健康管理システム維持管理費 病院事業会計
上下水道部		上水道課	上水道事業会計	
		下水道課	下水道事業会計	
		監査委員事務局	監査委員一般事務費 ※平成 30 年度分	
共 通	全 課（局）	備品管理		

4 監査の実施期間

区 分	実施期間
第1回	令和元年10月 1日 ~ 令和元年11月15日
第2回	令和元年10月30日 ~ 令和元年12月 9日
第3回	令和元年12月 2日 ~ 令和2年 1月23日
第4回	令和元年12月27日 ~ 令和2年 2月18日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について

7 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、下記の事項については所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに各所属長から改善の取組又は検討の方向等が示されている。

該当課	指摘事項
文化・スポーツ振興課	実績報告書について、事業年度内での整理ができていないものがある。
建築課	行政財産使用に係る書類の日付に誤りがある。
職員課	消耗品の購入に係る請求書について適切に保管されていないものがある。
企画政策課	綾部市創生有識者会議設置要綱に沿わない任期で委嘱がされている。
総務課	戻入に係る証拠書類が適切に保管されていないものがある。
環境保全課	入札結果報告書の記載に誤りがある。
高齢者支援課	貸館施設以外の使用について手続きが適正に行われていないものがある。
	財務関連書類が適切に保管されていないものがある。
	業務委託契約について、予定価格決定調書の記載に誤りがある。

その他、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

また、令和元年度は全所属を対象に、備品管理の状況について監査を実施した。備品登録の内容と実態が合わないものについては、所属長に対して口頭により指導を行った。

最後に、従前から課題となっている随意契約に係る事務について、会計課、監理課及び財政課の連名による会計処理のチェックリスト等が作成された。今後は、会計処理の留意点や工事等の事務処理マニュアルと併せて十分確認の上、適正な契約事務に努められるよう要望する。

以 上

監査報告（第2号）

1 監査の種別

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が発注する工事に関し、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

令和2年1月上旬までに完成した工事の中から対象工事を選定し監査を実施した。対象工事は次のとおりである。

（1）中筋小学校屋内運動場屋根改修工事

契約概要		工事概要
担当課	学校教育課・監理課（入札等）	屋根改修 722 m ² 庇改修 77.9 m ² 他一式
受注者	牧野工業株式会社	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	17,010,000 円（税込）	
工期	令和元年5月28日～令和元年9月4日	

（2）中央公民館屋上防水等改修工事

契約概要		工事概要
担当課	社会教育課・監理課（入札等）	屋上防水改修 約 1,270 m ² 丹波焼収蔵庫内部改修一式
受注者	株式会社 渋谷組	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	23,843,160 円（税込）	
工期	令和元年5月8日～令和元年8月20日	

4 監査の実施期間

令和2年1月28日から令和2年3月6日まで

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて、現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査並びに現地確認において、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

以 上

監査報告（第3号）

1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の事務の執行及び管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

上林地域振興支援センターの管理運営について（所管課：定住・地域政策課）

4 監査の実施期間

令和元年5月13日から令和元年6月12日まで

5 監査の方法

当該施設の所管課に関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

- （1）市民の福祉の増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に努めているか。
- （2）事務事業の執行及び管理は、法令等に従って適正に執行されているか。
- （3）事務処理にあつては、能率的かつ効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- （4）施設の管理運営は、施設の設置目的に合致しているか。
- （5）施設の管理運営は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- （6）管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。
- （7）社会情勢や行政需要の変化への対応は、有効になされているか。
- （8）施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。

7 施設の概要

上林地域振興支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の安全、安心の確保及び地域振興を図ることを目的として、平成17年4月に開設された。

センターの業務は、地域におけるまちづくり支援に関すること、市民の相談、地域の行政サービスに関すること、戸籍の謄・抄本、住民票の写し等の交付に関すること、文書等の取次ぎに関すること等である。センターには、定住・地域政策課の水源地の里・地域振興担当職員2名、嘱託職員2名、合計4名が配置されている。

8 監査の結果

事務の執行並びに施設の管理運営について、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所管課長に対して口頭により指導を行った。

以 上

監査報告（第4号）

1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

令和元年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金がその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

3 監査の対象

対象団体	財政援助等の種別	所管課
株式会社 水夢	出資団体 (市が資本金の4分の1以上を出資)	保健推進課

4 監査の実施期間

令和2年1月28日から令和2年3月6日まで

5 監査の方法

決算諸表及び関係諸帳簿等の関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、対象団体の役員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

(1) 出資団体

- ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- イ 定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成され、適正に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。また、収益率、財務比率は良好か。
- オ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の保存は適切か。
- カ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- キ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

(2) 所管部課

- ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、適正に表示されているか。
- ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- エ 出資団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切に指導監督を行っているか。
- オ 増・減資等はあるか。配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

7 団体の概要

株式会社水夢は、市民の健康づくりや体力増強への貢献、幼児から青少年の健全な心身の発達及び発育、スポーツの楽しさを提供すること等を目的に、平成15年3月3日に第三セクター方式で設立された。設立資本金は1億円、うち綾部市が5千万円(50%)を出資している。

同年11月1日に「あやべ健康プラザ」をオープンし、温水プール・スタジオ・マシンジムの経営を行うほか、綾部市から委託を受け、運動指導者派遣等の事業も行っており「健康長寿のまちづくり」の中心施設として、公共貢献に寄与されている。

8 監査の結果

出資目的に沿って、適正に経営が行われていることを認めた。

以 上